

16 危機管理

1 学校安全の意義と進め方

(1) 学校安全の意義

学校においては、児童生徒等の安全を確保するだけでなく、児童生徒等が生涯にわたって健康・安全で幸福な生活を送るための基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育てること。

(2) 学校安全の領域と構造

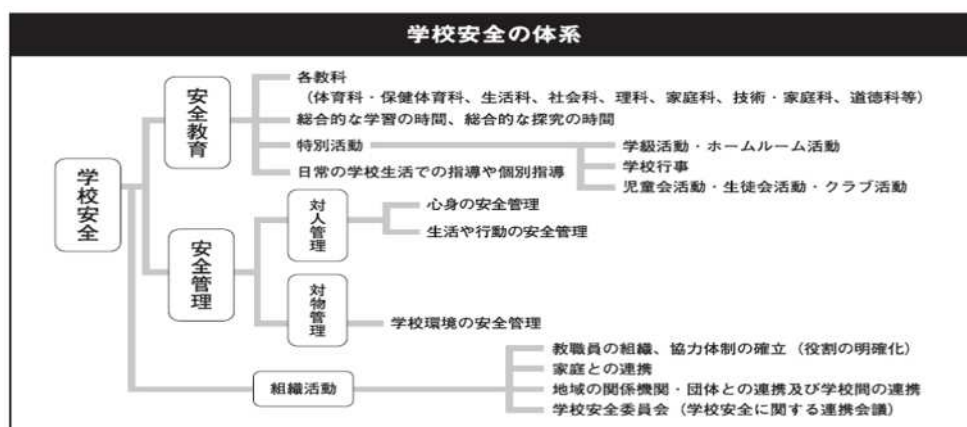
学校安全は、以下の3つの領域があげられます。

生活安全	学校・家庭などの日常生活で起こる事件・事故。誘拐や傷害などの犯罪防止。
交通安全	交通場面における危険と安全、事故防止。
災害安全	地震、津波、火山活動、風水（雪）害、落雷等自然災害、火災や原子力災害。
新たな危機事象	スマートフォンや SNS の普及に伴う犯罪被害、学校への犯罪予告や周辺でのテロの発生、ミサイルの発射等国民保護に関する事案。

学校を取り巻く危機事象は時代や社会の変化に伴って変わっていくものであり、従来想定されなかった新たな危機事象の出現などに応じて、学校安全の在り方を柔軟に見直していくことが必要です。

また、事故等を防ぐとともに、発生時の被害を最小限にするためには、必要に応じて学校保健や生徒指導等の関連領域と連携し、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の各領域を通じて、安全教育と安全管理に関する活動を充実させる必要があります。

学校安全の活動は、児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す安全教育と、児童生徒等を取り巻く外部環境を安全に整えることを目指す安全管理、そして、両者の活動を円滑に進めるための組織活動という3つの主要な活動から構成されています。



(3) 安全教育の目標

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるよう、安全に関する資質・能力を次のとおり育成することを目指します。

具体的には次の3つの目標があげられます。

ア 様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身につけていること。(知識・技能)

イ 自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意志決定し、行動するために必要な力を身につけていること。(思考力・判断力・表現力等)

ウ 安全に関する様々な課題に関心をもち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。(学びに向かう力・人間性等)

各学校においては、これを踏まえ、児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し、教育課程を編成・実施していくことが重要です。その中で、日常生活において、危険な状況を適切に判断し、回避するために最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成するとともに、危険に際して自らの命を守りぬくための「自助」、自らが進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力を身に付ける「共助・公助」の視点からの安全教育を推進することが重要です。

各段階における安全教育の目標	
小学生	安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動をとることができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。
中学生	地域の安全上の課題を踏まえ、交通事故や犯罪等の実情、災害発生のメカニズムの基礎や様々な地域の災害事例、日常の備えや災害時の助け合いの大切さを理解し、日常生活における危険を予測し自他の安全のために主体的に行動できるようにするとともに、地域の安全にも貢献できるようにする。また、心肺蘇生等の応急手当ができるようにする。
高校生	安全で安心な社会づくりの意義や、地域の自然環境の特色と自然災害の種類、過去に生じた規模や頻度等、我が国の様々な安全上の課題を理解し、自他の安全状況を適切に評価し安全な生活を実現するために適切に意志決定し行動できるようにするとともに、地域社会の一員として自らの責任ある行動や地域の安全活動への積極的な参加等、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにする。
特別支援	児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の程度等、さらに地域の実態等に応じて、安全に関する資質・能力を育成することを目指す。

(4) 児童生徒の安全確保(安全管理)

学校における安全管理は、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えること、すなわち、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようになります。

学校内外の施設設備・器具及び通学路の安全を点検することは、事故等の未然防止と事故発生時に的確に対処するための備えとしての取組でもあります。

2 事件・事故災害発生時の危機管理と対応

(1) 三段階の危機管理(文部科学省 学校における危機管理マニュアル作成の手引 平成30年2月)

児童生徒の安全を守るために取組を進めていくには、次の三段階の危機管理を想定して、安全管理と安全教育の両面から取組を行うことが求められています。

ア 事前の危機管理(事故等の発生を予防する観点から、体制整備や点検、避難訓練について)

イ 個別の危機管理(事故等が発生した際に被害を最小限に抑える観点から、様々な事故等への具体的な対応について)

ウ 事後の危機管理(緊急的な対応が一定程度 終わり、復旧・復興する観点から、引渡しや心のケア、調査、報告について)

(2) 学校における事故対応(文部科学省 学校事故対応に関する指針<改訂版> 令和6年3月)

学校管理下における事故の未然防止を図るとともに、事故が発生した際、次により被害を最小限にとどめ、組織的に対応することが求められています。

ア 児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うこと

イ 児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明を行うこと

ウ これまでの安全対策の検証や発生原因の究明を行うこと

エ 再発防止などの取組をおこなうこと